

社会福祉法人よさのうみ福祉会 第4次行動計画

2022年3月31日

「次世代育成支援対策推進法」及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、職員の仕事と子育て両立や女性の職場における活躍を推進し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定します。

1. 計画期間 2022年4月1日～2025年3月31日までの 3年間

2. 内容と対策

目標1

<内容>

○育児休業や育児短時間労働の対象期間延長など、子育てしながら働きやすい環境整備を進めます。

<対策>

- 2022年 4月～・対象となる職員からの意見聴取
 - ・制度内容の検討
- 2023年 4月～・制度実施のための就業規則等の改定
 - ・制度の実施と周知
- 2024年 4月～・制度の実施状況の検証

目標2

<内容>

○男性職員が子の出生後8週間以内に取得可能となる「産後パパ育休」の促進、2名以上の男性職員の育児休暇取得をおこないます。

<対策>

- 2022年 4月～・育児休業、産後パパ育休に関する管理者研修会実施
 - ・「男性職員の育児休暇」「産後パパ育休」「育児休業の分割取得」等検討
- 10月～・制度の全職員及び対象職員への周知
- 2023年 4月～・制度の全職員及び対象職員への周知
 - ・実施状況の検証
- 2024年 4月～・制度の全職員及び対象職員への周知
 - ・実施状況の検証

目標3

<内容>

○年次有給休暇の取得率を現行の62.5%を70%以上とするとともに、多様な年休取得方法を検討実施します。

<対策>

- 2022年 4月～・年休取得状況の把握と分析、職員への公表
 - ・リフレッシュ休暇、病休時年休、ボランティア休暇、資格取得休暇などについての検討
- 2023年 4月～・年休取得状況の把握と分析、職員への公表
 - ・多様な年休の取得方法の実施
- 2024年 4月～・年休取得状況の把握と分析、職員への公表
 - ・多様な年休の取得方法の検証